

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003 (抄)

平成 15 年 6 月 27 日
閣 議 決 定

第 1 部 日本経済の課題

2. デフレの克服

デフレ克服に向け、今後とも、政府は、日本銀行と一体となって強力かつ総合的に取り組む。日本銀行には、実効性ある金融政策運営の展開を期待する。また、デフレと不良債権問題との間には相互関係があり、より強固な金融システムの構築が必要である。政府は、「金融再生プログラム」に基づき、平成 16 年度に不良債権比率を半減させるという目標の実現に取り組んでいる。本年 6 月には、金融危機を未然に防ぐため、りそな銀行に対する資本増強を決定した。また、証券市場の構造改革、不動産市場の活性化、住宅・土地、金融・証券税制の軽減措置などを実施している。こうした取組を通じ、「改革と展望 - 2002 年度改定」(平成 15 年 1 月 24 日閣議決定)で示したように、集中調整期間の後にはデフレは克服できると見られる。

第 2 部 構造改革への具体的な取組

2. 資金の流れと金融・産業再生

資金の面でも「官から民へ」流れが戻り、家計の豊富な金融資産が民間の成長分野に円滑に投資されるよう改革する。

【改革のポイント】

- (1) 不良債権問題を解決し、間接金融を再生させ、金融システムを強化する。
- (2) 証券市場の構造改革と活性化を推進し、直接金融の拡大・充実を図る。
- (3) 郵便貯金・簡易保険、年金の資金の調達・運用やリスク管理のあり方等について、引き続き検討する。
- (4) 財政の状況を総合的に明らかにしつつ、公的な支出の規律を高める。
- (5) 政策金融のあり方について更に検討を進める。
- (6) 公的債務のリスクを適切に管理する。
- (7) 産業を再生させ、地域経済を活性化し、過剰債務問題を解決する。

【具体的手段】

(1) 金融改革

金融システムの強化

- ・ 金融システムの信頼を高め、金融機関が本来の仲介機能を回復するため、必要な検査監督体制の下、「金融再生プログラム」等の着実な実施を通じて、平成16年度に不良債権問題を終結させることを目指す。
- ・ 民間金融機関に対し、リスクを見極めそれに見合った金利を設定することを含め、収益力のあるビジネスモデルの構築を促す。
- ・ 事業会社をはじめ様々な担い手の金融分野への参入に関する環境整備を図る。
- ・ 公的資金を迅速に投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合には法的措置を講ずる。
- ・ 金融機関の自己資本強化のための繰延税金資産の扱い方や関連する税制について引き続き検討を行う。

証券市場の構造改革と活性化

- ・ 郵便貯金や銀行預金など、元本保証の資産で運用する傾向を強めている家計貯蓄の証券市場への流入を促進し、リスクマネーの流れを拡大するため、「証券市場の構造改革と活性化に関する対応について」(平成15年5月14日証券市場活性化関係閣僚等による会合)の諸施策を着実に実施・検討する。
- ・ 国債の保有が民間金融機関に偏っていることは、国債価格の潜在的な不安定性や、それに伴うリスクをもたらしていると考えられる。そこで国債・地方債の商品性を向上させ、販売網を整備し、個人による長期的保有の増加など保有者層の多様化を図る。

公的部門における取組

- ・ 郵便貯金・簡易保険について、郵政公社による経営改革の状況を踏まえ、民間金融との役割分担、将来の金利上昇によるリスクへの対応、証券市場の活性化などの観点から、資金の調達・運用のあり方やALM(資産・負債総合管理)の充実について引き続き検討する。
- ・ 年金資金についても、その規模、リスク管理、及び資金運用のあり方について、社会保障制度改革の動きを踏まえつつ引き続き検討する。
- ・ 公的資金の用途の中には、市場のチェックを受けないこともあって、更なる効率化の余地があるものもあると考えられる。このため、特別会計、特殊法人、独立行政法人及び政府保証などの状況も含め、国の財政状況を国民に分かりやすい形で総合的に明らかにし、特殊法人の経営の見直しも含め、公的な支出の規律を高めることに役立てていく。

- ・ 中小企業のセーフティネットの充実など金融円滑化・多様化（不動産担保に依存しない手法の推進等）や産業再生のために政策金融を有効活用していく一方で、民間金融の再生を妨げることのないように、長期的に望ましい役割分担の姿に向けて、更に検討を進める。
- ・ 国債残高が膨大になる中で、公債市場の安定性を高めるとともに、資金調達コストを最小化していくために、公的債務の各種リスクを適切・専門的に管理するとともに、説明責任の充実を図る。

（２）産業再生

産業面の構造改革

- ・ 不良債権問題を企業・産業の過剰債務問題と一体的に解決する観点から、過剰債務企業が抱える優良な経営資源を再生するために、産業再生機構、中小企業再生支援協議会、改正産業活力再生特別措置法等を活用し、企業の事業再構築、産業再編等による産業面の構造改革を促進する。

地域経済

- ・ 地域金融の側面では、中小・地域金融機関のリレーションシップバンキング機能を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図る。

３．税制改革

【具体的手段】

- （２）家計の金融資産を証券市場に振り向け、将来の成長に結びつけるために、金融資産からの収益を一体化して課税する方式に向けて検討を行う。

第 3 部 16 年度経済財政運営と予算のあり方

１．経済財政運営の考え方

（１）今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

（当面の経済財政運営の考え方）

「改革と展望 - 2002 年度改定」では、平成 16 年度までの集中調整期間において、最も重要な課題は資産デフレを含めデフレの克服であるとしており、そのため、民間需要、雇用の拡大に力点を置いた構造改革を中心に改革を加速するとともに、金融面など総合的な対応が重要であるとしている。政府は、

こうした「改革と展望 - 2002 年度改定」の考え方に立って、日本銀行と一体となって、デフレ克服に向け、強力かつ総合的な取組を実施する。経済情勢によっては、大胆かつ柔軟な政策対応を行う。

政府は、「3つの宣言」を実現するため、引き続き、規制、金融、税制及び歳出の構造改革を一体的かつ整合的に実行することにより、民間需要が持続的に創出される環境を整備していく。

金融面については、平成 16 年度における不良債権問題の終結を目指し、「金融再生プログラム」に基づく諸施策を着実に実施することにより、金融仲介機能の回復を図り、資源の新たな成長分野への円滑な移行を可能にする。また、今後とも、金融システム不安を起こさせない。

構造改革と経済財政の中期展望 - 2003 年度改定(抄)

〔平成 16 年 1 月 19 日
閣 議 決 定〕

3 . 構造改革の加速・拡大

(1) 活力ある経済社会の実現に向けた民間主導の経済成長の強化

グローバル化の急速な進展の中で、科学技術、知的創造力、地域の多様な資源、国民の潜在的需要等を基礎として、新たな産業の創出、特色ある地域産業の形成、多様で質の高い雇用機会の拡大に取り組み、民間主導の経済成長を強化する。

(不良債権問題の終結と産業・金融の一体的再生)

- ・ 金融再生プログラム等の着実な実施を通じて、2004 年度に不良債権問題を終結させる。
- ・ 金融機能強化のための新たな公的資金制度を設け、経済の活性化や金融システムの安定・強化に資する。
- ・ リレーションシップバンキング機能の強化に加え、地域中小企業再生ファンドの形成等を通じて、地域における産業・金融一体となった再生を行う。

(新たな産業・事業の創造、投資の促進と産業金融機能の強化等)

- ・ 証券市場における監視機能の強化、証券決済システム改革、信託制度の整備等によって、金融資本市場を一層効率的で競争力のあるものとし、貯蓄から投資への流れを加速する。
- ・ 投資事業組合ファンドの枠組みの整備、証券化支援などの新たな担い手や手法の導入促進等により多様な資金の流れを整備する。
- ・ 不動産によらない在庫等を活用した担保制度（動産譲渡の公示制度等）を実現するとともに、行き過ぎが指摘される「包括根保証」を見直す等、個人保証のあり方を適正化する。

(以下略)

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004(抄)

平成 16 年 6 月 4 日
閣 議 決 定

はじめに 日本経済の現状と構造改革が目指すところ

1. 日本経済の現状と課題

(改革成果の拡大と集中調整期間の仕上げ)

平成 16 年度は、集中調整期間の仕上げの年であり、バブル崩壊後の負の遺産からの脱却に目途をつける。「金融再生プログラム」を着実に推進し、不良債権問題を終結させること等により、金融システムを強化するとともに、中小・地域金融機関の機能強化を図る。同時に、早期のデフレ克服を目指し、政府・日本銀行が一体となって政策努力を行う。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」(平成 15 年 6 月 27 日閣議決定。以下「基本方針 2003」という。)など、これまでに策定されてきた施策を引き続き着実に実行し、これに加えて地域再生や雇用政策に一段の努力を行うことにより、改革成果を日本の隅々にまで浸透させる。

(中略)

2. 「集中調整期間」から「重点強化期間」へ

平成 17 年度以降の課題は、「官から民へ」、「国から地方へ」といったこれまでの改革についてより本格的な取組を行うとともに、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤を確立することである。平成 17 年度及び平成 18 年度の 2 年を「重点強化期間」と位置づけ、日本銀行と一体となった政策努力によりデフレからの脱却を確実なものとしつつ、新たな成長に向けた基盤の重点強化を図る。このような取組の結果、平成 18 年度以降は名目成長率で概ね 2% 程度あるいはそれ以上の成長経路を辿ると見込まれる。

「重点強化期間」における主な課題は次のとおりである。

(中略)

第三に、民間の成長力を強化するための改革(「民の改革」)を行う。人口減少と

いう我が国経済社会の大変化に向けて、経済社会の更なる発展のための戦略をとりまとめる。また、「金融重点強化プログラム」(仮称)を策定し、不良債権問題への対応から脱却して、金融・証券市場の構造改革と活性化により、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済社会の新たな成長に向け、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されることを目指す。

(中略)

第1部 「重点強化期間」の主な改革

3. 「民の改革」の推進

(3) 金融システムの一層の改革の推進

- ・ 集中調整期間の終了後も金融セクターにおける構造改革の手綱を緩めることなく、我が国金融セクターを更に強化・充実させ、経済成長の基盤とするため、重点強化期間を対象とした「金融重点強化プログラム」(仮称)を平成16年末を目途に策定する。

- ・ 「金融重点強化プログラム」(仮称)により、バブル崩壊以来の不良債権問題への対応から脱却して、以下の5つを柱とする金融行政への積極的転換を図る。

強固で活力ある金融システムの構築

金融機関の自主的・持続的な取組による経営強化

地域活性化・中小企業再生に貢献する地域金融や中小企業金融の構築

利用者のニーズに対応した多様で高度な金融サービスの提供

金融実態に対応した取引ルール等の整備とその下での利用者の安心の確保

こうした金融行政の下、民間金融機関等の創意工夫により、経済社会の新たな成長に向けて、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

(中略)

第3部 経済財政運営と平成17年度予算の在り方

1. 経済財政運営の考え方

(1) 今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

(当面の経済財政運営の考え方)

- ・ 金融分野においては、平成16年度末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させるとともに、中小企業の再生と地域経済の活性化を推進するため、リレーションシップ・バンキング(間柄重視の地域密着型金融)の機能強化を図る。また、産業・金融の一体的再生を図るため、産業再

生機構等の積極的活用を促し、整理回収機構（RCC）についても中小企業等の集中的再生に向けた一層の活用を図る。さらに、投資商品の多様化・投資家保護の拡充や市場を通じた企業のガバナンス向上など、金融・証券市場の構造改革と活性化に取り組むとともに、平成 16 年末を目途に「金融重点強化プログラム」（仮称）を策定し、国際的にも最高水準の金融機能が利用者のニーズに応じて提供されるようになることを目指す。

(以下略)